

# 〔学部〕 日本学生支援機構【給付】奨学金申込みのしおり

(多子世帯の授業料無償化含む) — 2026 年度在学採用 —

## 目次

■ 申込資格・選考基準.....	2
■ 申込書類一覧と請求方法.....	2
■ 問い合わせ先・書類請求先.....	2
■ 在学採用申請の流れ.....	3
■ 書類受付期間・提出先.....	4
■ 多子世帯の大学等授業料等無償化について.....	5
■ 重要事項の確認【必読】.....	7
■ 提出書類.....	9
■ その他の注意事項.....	11
■ 給付奨学金（家計急変）申込について.....	12

## 申請前に確認すること

- ① 申請前に取り寄せが必要な書類があります！  
→ 「奨学金確認書兼地方税同意書」は、窓口受け取り or 郵送請求が必要です。  
※郵送請求は 4 月 3 日（金）まで
- ② その他の書類は東京大学 Web ページからダウンロードできます。
- ③ 申請期間は 4 月 10 日（金）～4 月 17 日（金）です。※最終日消印有効
- ④ 「奨学金確認書兼地方税同意書」は日本学生支援機構へ郵送、それ以外の書類は東京大学へ提出が必要です。提出先は学部によって異なります。
- ⑤ 貸与奨学金を同時に申し込む場合は、必ず貸与奨学金の申込書類も確認してください。なお、同時に両方申し込む場合も、スカラネットの入力は共通で 1 回、「奨学金確認書兼地方税同意書」は共通で 1 通です。

手続きに不備があると奨学金採用となりません。

必ずこのしおりと給付奨学金案内をよく確認し、

期限内に申請しましょう。

申請を希望する方は、このしおりとあわせて必ず『給付奨学金案内』（各自ダウンロード）をご確認ください。

## ■ 申込資格・選考基準

対象：2026年4月1日現在で、学部に在学する学生。

要件：高校卒業後2年以内に大学に入学していること（2浪まで申込可）

大学入学後に留年・降年していないこと

修業年限を超過していないこと（休学期間は除く）

過去に給付奨学金を受けたことがないこと

※病気等のやむを得ない事由で高校卒業後4年以内に入学した場合や、同様の理由で留年や降年した場合、事情によっては特例として申込できる場合がありますので、前もって下記問い合わせ先に相談してください。

その他、学業成績に係わる基準、家計に係わる基準、在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）などがあります。詳細は『給付奨学金案内』で確認してください。

既に2025年度以前に給付奨学金（多子世帯の授業料無償化を含む）に採用されている場合は今年度新たに申し込む必要はありません。

## ■ 申込書類一覧と請求方法

書類1～7は下記のURLからダウンロードしてください。

[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02\\_01\\_02\\_11.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_02_11.html)

### 【注意！】

書類8「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットは、個別IDが付番された紙媒体の書類です。奨学金担当窓口での受け取り or 郵送での請求が必要になります。郵送請求の場合は、4月3日（金）までに請求してください。（請求方法は上記URLをご覧ください）

なお給付奨学金と貸与奨学金を同時に申し込む場合、「奨学金確認書兼地方税同意書」は共通で1通です。



1. 『給付奨学金案内』
- \* 2. 奨学金案内ダイジェスト
3. 〔学部〕日本学生支援機構【給付】奨学金申込みのしおり（本紙）
- \* 4. 日本学生支援機構学部奨学生出願票〔2026年度在学採用〕
- \* 5. スカラネット入力下書き用紙
- \* 6. 提出書類一覧表〔2026年度在学採用〕
7. 学修計画書
- \* 8. 「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット <窓口受け取り or 郵送請求>

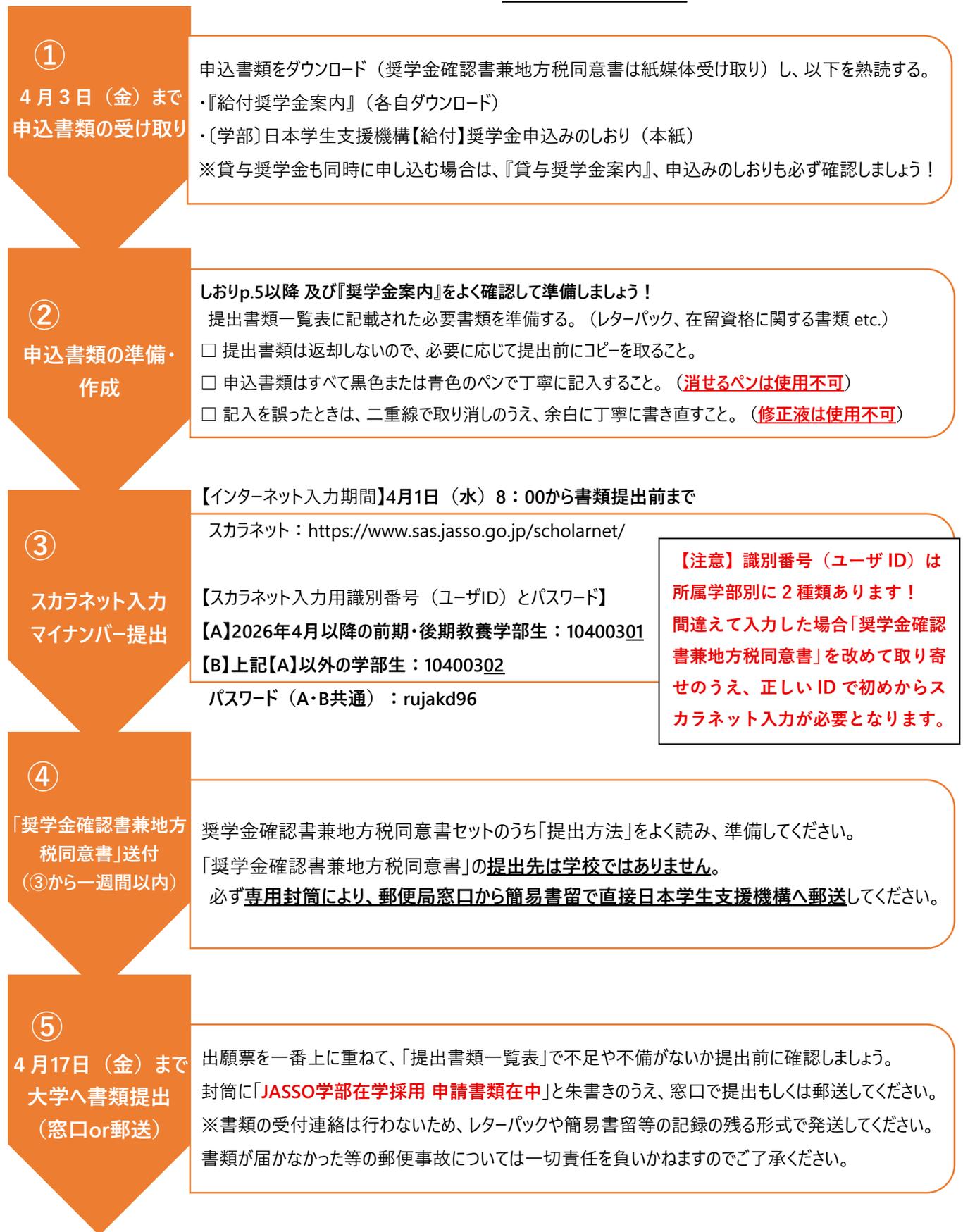
※\*印のある書類は給付・貸与共通です。

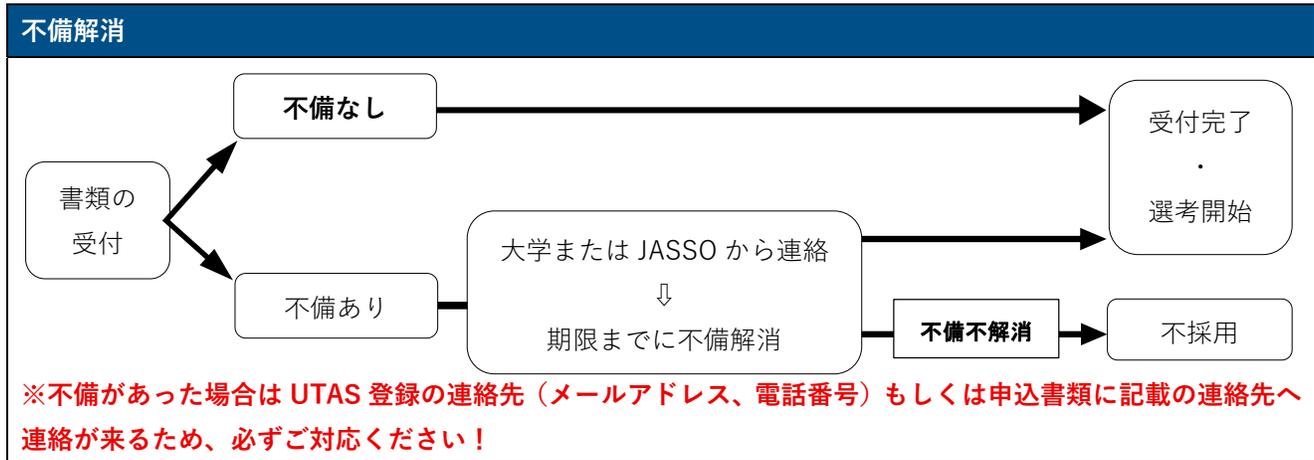
## ■ 問い合わせ先・書類請求先

【A】：前期課程および教養学部後期課程	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学教養学部等学生支援課奨学資金チーム Email：s-shikin.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
【B】：上記【A】以外の学部	〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学 本部奨学厚生課 奨学チーム JASSO 担当 Email：syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

## ■ 在学採用申請の流れ

奨学金の申請を希望する場合は、締め切りまでに、①～⑤のすべての手続きを完了する必要があります。





**結果通知から採用まで**

7月10日（予定）：初回振込  
 7月下旬（予定）：採用通知および採用関係書類の送付

※家計審査の進捗や、書類不備等により採用保留となる場合があります。（その場合は8月以降に結果通知）  
 ※多子世帯区分（給付奨学金支援区分対象外）で採用された方は、振込はありません。（授業料免除のみ）

■ 書類受付期間・提出先

研究科	書類受付期間	受付場所
【A】 前期課程 および教養学部後期課程	2026年4月10日（金） ～4月17日（金） ※最終日消印有効	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学 教養学部等学生支援課 奨学資金チーム
【B】 上記以外の学部		〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学 本部奨学厚生課 奨学チーム JASSO 担当

注意事項

<提出方法について>

- 書類は窓口での提出もしくは郵送での受付となります。
- 封筒に「JASSO 学部在学採用 申請書類在中」と朱書きのうえ、提出（送付）してください。
- 書類の受付連絡は行わないため、レターバックや簡易書留等の記録の残る形式で発送してください。  
書類が届かなかった等の郵便事故については一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- 4月17日（金）の消印がついていても、国際郵便等のため4月24日（金）以降に到着した場合は受理しません。
- 「奨学金確認書兼地方税同意書」は大学へ送付せず、専用の封筒に入れて簡易書留で日本学生支援機構へ直接ご郵送ください。

<提出書類について>

提出書類が揃っているかどうかを、必ず「提出書類一覧表」でチェックしてください。

## ■ 多子世帯の大学等授業料等無償化について

### 多子世帯の条件（給付奨学金案内：p.17～20）

- 2025 年度から国の修学支援新制度の一環として、多子世帯に属している学部学生に支援が拡充されました。「多子世帯に属している」とは、**申込者本人の生計維持者の税法上扶養している子どもの数が 3 人以上**であり、かつ、**申込者本人が生計維持者に税法上扶養されている子どもである**場合をいいます。詳しくは『給付奨学金案内』p.17 を確認してください。
- 在学採用では「**2024 年 12 月 31 日時点**」に税法上の生計維持者が扶養している子どもの数が基準となります（2026 年 4 月現在の状況ではありません）。基準日より後に子どもが生まれた場合や、扶養していた生計維持者が基準日以降に亡くなった（離婚した）場合などは、別途申告することにより扶養している子どもの数に含める場合があるため、本紙 p.2 の問い合わせ先にご連絡ください。

### 申込資格・選考基準（給付奨学金および多子世帯）

- 高校卒業後 2 年以内に大学へ入学している必要があります（2 浪まで申込可）。ただし災害・傷病等やむを得ない事由で高校卒業後 2 年以内の大学入学が困難だったことが明らかな場合、高校卒業後 4 年以内に大学に入学していれば申請可能な場合があります。該当する方は早急に奨学金担当へ連絡し指示を仰いでください。
- ※なお、2026 年度からの要件の緩和により、昨年度まで 2 年生以上で入学年数により申込資格がなかった方でも、上記のやむを得ない事由に該当すれば申請可能な場合がありますので、詳細は本紙 p.2 の問い合わせ先にご連絡ください。ただし、2026 年度から支援対象となった場合でも、2025 年度以前に遡って給付奨学金や授業料免除の支援を受けることはできませんので予めご了承ください。
- 過去に留年している場合は支援対象外です（前期課程での降年、留年も含む）。ただし病気等のやむを得ない事情のある方は申込できる場合がありますので、該当する方は早急に奨学金担当へ連絡し指示を仰いでください。
- やむを得ない事情があっても、現時点ですでに修業年限（4 年。医学部等は学部毎に定められた年限）を超えている場合は支援対象外です。
- 休学期間は在学年数から除外されますので、休学期間を除いた在学年数が修業年限内なら申請可能です。
- 過去に給付奨学金を受けたことがある人は、支援対象外です。
- その他、学力基準、資産基準、在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）などがあります。詳しくは、『給付奨学金案内』p.6～11 を確認してください。

## 支援内容（給付奨学金および多子世帯）

<給付奨学金Ⅰ～Ⅲ区分に当てはまる場合>

□ 給付奨学生として採用されⅠ～Ⅲの各支援区分の収入基準と資産基準（※2）を満たせば、下表の支援を受けることができます。収入基準はマイナンバーから取得した「**2024年1月1日～12月31日**」の収入をもとにした住民税情報から判定されます。収入基準の目安については『給付奨学金案内』p.9をご確認ください。「進学資金シミュレーター」で自分が収入基準に該当しそうか確認することもできます（詳細は『給付奨学金案内』p.10）。

<支援内容>（多子世帯・多子世帯以外共通）

支援区分	支給月額（自宅通学／自宅外通学） ※収入基準による	授業料免除額
第Ⅰ区分	29,200円／66,700円	全額 ※1
第Ⅱ区分	19,500円／44,500円	全額 ※1
第Ⅲ区分	9,800円／22,300円	全額 ※1

※1 国の修学支援新制度の制度上では、区分に応じて授業料等減免となりますが、東京大学では大学が授業料全額との差額についても支援するため、結果的に全額が免除されます。

<給付奨学金Ⅰ～Ⅲ区分に当てはまらないが多子世帯の場合>

□ Ⅰ～Ⅲ各支援区分の収入基準を満たさなくても、多子世帯に属している学生は下記の支援を受けられます。資産基準（※2）を満たしたうえで、『給付奨学金案内』p.9の収入基準を満たせば第Ⅳ区分の支援（給付奨学金と授業料免除）を受けられ、収入基準を満たさない場合は給付奨学金の支給はありませんが、**授業料は収入に関係なく全額免除**されます。

<支援内容>（多子世帯）

支援区分	支給月額（自宅通学／自宅外通学） ※収入基準による	授業料免除額 ※収入基準なし
第Ⅳ区分（多子世帯に限る）	7,300円／16,700円	全額
多子世帯 （Ⅰ～Ⅳ区分に該当しない者）	0円／0円	全額

※2 第Ⅰ～Ⅳ区分の給付奨学金支給にかかる資産基準は5,000万円未満です（多子世帯・多子世帯以外共通）。  
多子世帯の授業料免除にかかる資産基準は3億円未満です。

## 支援の停止（給付奨学金および多子世帯）（給付奨学金案内：p.35～36）

□ 毎年度、奨学生としてふさわしいかどうかの確認が行われます。これを適格認定といいます。学業・経済状況により判定され、不適格となった場合、多子世帯であっても支援が廃止または停止することがあります。**特に学年末には、その年度の成績によって審査が行われ、適格と認められない場合は支援の停止、打ち切りの可能性があります。**適格認定についての詳細は『給付奨学金案内』p.35～36をご覧ください。

□ そのほか、多子世帯の大学等授業料等無償化についての疑問点については文部科学省 HP の FAQ をご確認ください。

[https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt\\_gakushi\\_100001505\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf)



## ■ 重要事項の確認【必読】

ここでは特に重要なポイントについて説明しています。  
以下の（）内は、『給付奨学金案内』に対応するページです。  
申込み前にあわせて確認しておきましょう。



### 生計維持者の考え方 (p.12~13)

- 生計維持者は**無収入の方も含めた原則父母2名**です。
- 生計維持者の考え方について、『奨学金案内』で確認しましょう。なお、考え方は給付・貸与で共通です。
- 登録が必要な生計維持者の登録が漏れたり、提出書類に不備があったりすると、採用が遅れることや採用取消になることがありますのでご注意ください。

- 日本学生支援機構 HP 奨学金 > 奨学金制度の種類と概要 > 給付奨学金（返済不要）  
> 給付奨学金の家計基準 > 生計維持者について  
⇒ [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei\\_izisha.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html)



### 自宅外通学の認定 (p.15・25)

- 「自宅外通学」とは、生計維持者のもとを離れており、**家賃（寮費）が発生している状態**のことをいいます。  
たとえば、生計維持者のもとを離れているが、祖父母宅に居住していて家賃が発生していない場合は「自宅通学」となります。
- 給付奨学生の場合、「**自宅外通学**」で申請しても**自宅通学の月額で支給開始**となります。採用後に**アパートの賃貸借契約書のコピーや入寮許可書のコピー**を提出して審査が完了すると、「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。採用後の手続きについては、採用者に大学から連絡します。
- 給付奨学金と貸与奨学金を同時に申請し両方採用となった場合、**貸与奨学金を「自宅外月額」で申し込んだとしても最初は「自宅月額」で振り込まれます**。採用後に給付奨学金の「自宅外月額」手続きを行うことで、貸与奨学金も自宅外月額となります。なお貸与奨学金のみを申し込む場合は、初回から自宅外月額が振り込まれます。

- 日本学生支援機構 HP > 奨学金 > 奨学金制度の種類と概要 > 給付奨学金（返済不要）  
> 自宅外通学の取扱いについて  
⇒ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>



### 適格認定 (p.35~36)

- 毎年度、奨学生としてふさわしいかどうかの確認が行われます。これを適格認定といいます。
- 学業・経済状況により判定され、不適格となった場合、奨学金は廃止または停止となります。  
(給付奨学金でも著しい学業成績不振の場合には日本学生支援機構より返還が求められることがあります)
- 【給付・多子】所得と資産の情報に基づき**支援区分の見直しが行われ、毎年10月分の振込から反映されます**。

## 第一種奨学金の併給調整 (p.18~19)

- 給付奨学金（多子世帯無償化含む）に採用されると、**第一種奨学金の貸与月額が調整されます。**（多くの場合は減額となり、0円となることもあります。）  
併給調整は、給付奨学金を本人都合で停止している場合にも行われます。
- すでに第一種奨学金に採用されている方は、通学形態や給付奨学金の採用区分（多子世帯無償化のみを含む）により、給付奨学金の採用後に口座に振り込まれる奨学金の月額が、これまでより減少することがあります。第二種奨学金は併給調整の影響を受けないため、振込額の減少に支障がある方はご検討ください。
- 貸与奨学金は必要がなくなったときに辞退することや、全額返金のうえ採用取消とすることもできます。（ただし、採用取消は、返還誓約書等の提出前に限ります）

## スカラネットの入力および下書き用紙

- 誤入力やタイムアウトを防ぐため、あらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に入力内容を記入のうえ、入力してください。誤入力があると、正しく採用されなかったり、振込が遅れたりすることがあります。
- 最初に入力する識別番号（ユーザ ID とパスワード）は、東京大学の申込者全員で共通のものです。（しおり p.3 に記載）。その後のログイン画面では「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載された、申込者個別の申込 ID（ZD26～で始まるもの）とパスワードの入力が必要です。それぞれ入力するタイミングが異なるため注意してください。
- スカラネット入力後の受付番号を必ず下書き用紙表面に記入してください。
- スカラネット入力後は、**マイナンバー提出用サイトでマイナンバー提出の手続きを必ず行ってください。**
- 「奨学金確認書兼地方税同意書」は、スカラネット入力から1週間以内に専用封筒により日本学生支援機構へ直接、簡易書留で郵送してください。
- 「学籍番号」は**ハイフン「-」を除いた8桁**で入力してください。後期課程の学生は、誤って前期課程の学籍番号を入力しないようご注意ください。4月から3年生となる場合は、必ず後期課程の学籍番号を入力してください。
- 「通学するキャンパスの住所」は、次のとおり入力してください。

キャンパス	郵便番号	住所1	住所2 ※全角で入力
駒場キャンパス	1 5 3 - 0 0 4 1	東京都目黒区駒場3丁目	8 - 1
本郷キャンパス	1 1 3 - 0 0 3 3	東京都文京区本郷7丁目	3 - 1
弥生キャンパス	1 1 3 - 0 0 3 2	東京都文京区弥生1丁目	1 - 1
浅野キャンパス	1 1 3 - 0 0 3 2	東京都文京区弥生2丁目	1 1 - 1 6

## よくある質問

奨学金の申込にあたり、よくある質問とその回答について下記にまとめました。

申込手続きで不明な点が生じた場合は、「よくある質問」についてもご参照ください。

※掲載されている以外の内容についてはお問い合わせください。

[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/exemptions\\_faq.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/exemptions_faq.html)

## ■ 提出書類

『給付奨学金案内』に記載の書類に加えて、東大独自で提出をお願いしている書類があります。

提出書類一覧表を確認の上、**締め切りまでに必要な書類をすべてそろえた状態で提出してください。**

※書類の取得に時間を要する場合や、不明点がある場合は必ず事前に問い合わせ先 (p.2) へ相談してください。

No	書類名	対象者
1	奨学金確認書兼地方税同意書 (黄緑色の封筒)	全員
2	出願票	全員
3	提出書類一覧表 (2026 年度在学採用)	全員
4	学修計画書	全員
5	(1 年次のみ) 出身高校の調査書	1 年次のみ (高専編入生は不要)
6	採用手続き書類送付用レターパック (郵便局・コンビニ等で入手)	全員
7	在留資格・在留期間が明記されている証明書類	該当者のみ
8	施設等在籍証明書等	該当者のみ
9	マイナンバーを提出できない申込者本人・生計維持者の 「課税証明書」及び「マイナンバーに代わる書類」	該当者のみ
10	生計維持者の「海外居住のための収入基準額算出ツール兼報告書」等	該当者のみ
11	「進学前離職の特例措置に係わる申請書」及び離職したことが分かる書類	該当者のみ
12	「大学に入学するまでの期間に関する申立書」及び証明書類	該当者のみ

### 1. 奨学金確認書兼地方税同意書 (黄緑色の封筒) (全員)

□ 給付奨学金と貸与奨学金の両方を申し込む方も、提出は1セットのみです。2セット提出する必要はありません。

□ 奨学金確認書兼地方税同意書セットのうち「提出方法」をよく読み、準備してください。

□ 「奨学金確認書兼地方税同意書」の**提出先は学校ではありません**。必ず**専用封筒により、郵便局窓口から簡易書留で直接日本学生支援機構へ郵送**してください。

□ 「奨学金確認書兼地方税同意書」は、スカラネットで使用した ID 等が記載されたもの以外は使用できません。

□ マイナンバー提出についてわからないことがあるときは、以下のコールセンターまでご連絡ください。

また、提出した書類に不備がある場合は、コールセンターから連絡がありますのでご対応ください。

● 0570-001-320 (ナビダイヤル) (平日9:00~18:00)

次のいずれかに該当する場合は、『給付奨学金案内』を参照し、申込時に必要書類を追加で大学へ提出してください。▶ 『給付奨学金案内』 p.30

ア. 2025年1月1日時点で、国内に居住していない生計維持者がいる場合

イ. 海外赴任等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合

### 2. 出願票 (全員)

□ 必要事項を全て記入のうえ書類の一番上に重ねて提出してください。給付・貸与両方申し込む場合も1枚です。

### 3. 提出書類一覧表（全員）

- 必要事項を全て記入のうえ出願票の下に重ねて提出してください。給付・貸与両方申し込む場合も1枚です。

### 4. 学修計画書（全員）、5. 出身高校の調査書（1年次のみ）

- 申込時の「学業成績等に係る基準」の確認に必要です。**全員提出が必要です**。（『給付奨学金案内』p.8）
- Excel 様式が下記 URL からダウンロードできます。PC で入力した様式を印刷して提出してかまいません。  
[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02\\_01\\_02\\_11.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_02_11.html)



### 6. 採用手続き書類送付用レターパック（全員）

- 7月下旬に採用手続き書類を大学から送付しますので、ご自身で新品のものを1部用意してください（レターパックライト・プラスいずれでも可。給付・貸与両方申し込む場合も1部）。レターパックは、一部のコンビニまたは郵便局等で購入することができます。
- レターパックには下記の内容を記入のうえ、申請書類に同封してご提出ください。提出時の封筒に入れる際は、レターパックを二つ折りにしていただいてかまいません。

記入欄	記入内容
郵便番号・お届け先 To	ご自身で必ず郵便物を受け取れる住所・氏名等を記入してください。 【注意】おなまえの「様」は削除しないでください。
ご依頼主 From	空欄のままにしてください。
品名	「書類」と記入してください。

※ 「ご依頼主様保管用シール」は剥がさないでください。また、封はしないでください。

※ 申請後、7月中旬までに住所変更した場合は、変更後の送付先住所を p.2 の問い合わせ先までお知らせください。

### 7. 在留資格に関する証明書（該当者のみ）

- 日本国籍**以外**の方は、在留資格・在留期間が明記された、「在留カード」の両面コピー 又は 「在留資格が記載された住民票の写し」の原本の提出が必要です。
- 上記の書類に加えて「家族滞在」に該当する場合は「出入国記録の写し」の原本の提出が必要です。「家族滞在」について詳しくは『給付奨学金案内』p.14,p.25 をご参照ください。

### 9. マイナンバーに代わる提出書類（該当者のみ）

- スカラネットでの奨学金申込時に、本人または生計維持者（父母等）のマイナンバーを入力しなかった場合や、2025年1月1日時点で国内に居住していなかった生計維持者がいる場合は「マイナンバーに代わる提出書類（課税証明書等）が必要です。（『給付奨学金案内』p.30）

## 12. 「大学に入学するまでの期間に関する申立書」及び証明書類（該当者のみ）

□災害・傷病等やむを得ない事由で高校卒業後2年以内の大学入学が困難だったことが明らかな場合、高校卒業後4年以内に大学に入学していれば申請可能な場合があります。あらかじめ本紙 p.2 の奨学金担当へ相談のうえ、申請可能と回答があった場合は、「大学に入学するまでの期間に関する申立書」を提出してください。

### ■ その他の注意事項

#### UTAS の登録情報について

日本学生支援機構奨学金に関する連絡や郵送物を、UTAS に登録されているメールアドレスや電話番号・住所にお送りします。UTAS 登録情報に不備があると連絡を受け取れなかったり、郵送物が届かなかったり、学生本人の不利益につながる可能性があります。UTAS には常に最新のメールアドレス・電話番号・住所を登録しておいてください。特に転居の際に、住所の更新を忘れる例が多いためご注意ください。

#### 東京大学独自の授業料免除への申請について

- 東京大学には独自の授業料等免除制度があります。修学支援新制度（給付奨学金および多子無償化）を申請する方も、東京大学の授業料等免除へ併願することが可能です（必須ではありません）。
- 修学支援新制度に不採用となった場合、東京大学の授業料等免除制度で審査を受けることを希望する場合は、下記 Web サイトをよく読み、**4月3日（金）【消印有効】**までに申請してください。

【2026 年度入学科・授業料免除学部学生（留学生を除く）用ページ】

[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01\\_02\\_01.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02_01.html)

## ■ 給付奨学金（家計急変）申込について

□生計維持者が死亡・失職等により収入が激減した場合や震災・火災・風水害等に被災したことにより家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要となった場合に申込みができます。

□家計急変の事由発生日から3ヶ月以内に申込む必要があります。ただし、家計急変の事由が進学（進級）前の2024年1月以降、2026年3月以前に発生していた場合は、進学（進級）後3ヶ月以内に申込みが必要です。

対象となる家計急変の事由

- (A) 生計維持者の死亡
- (B) 生計維持者が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難
- (C) 生計維持者が失職（非自発的失業の場合に限る※）
- (D) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
  - [1] 上記A～Cのいずれかに該当
  - [2] 被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- (E) 学生等本人が父母等による暴力等から避難するために、法律の定める施設等へ入所

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変採用の対象となりません。

1A(11), 1B(12), 2A(21), 2B(22), 2C(23), 3A(31), 3B(32), 3C(33), 3D(34)

### 【初回振込】

原則、家計急変事由発生の4ヶ月目以降で、学校の推薦の翌々月以降

### 【日本学生支援機構：給付奨学金（家計急変）】

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei\\_kyuhen/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html)



### 【申込方法】

給付奨学金（家計急変）で申込みを検討している学生は、本紙 p.2 の問い合わせ先にご連絡ください。連絡の際は、家計急変事由（離職の場合は離職理由コードを含む）をお知らせ願います。